

定例会議会議録

開催日時	令和3年7月21日（水）午前10時00分～午前11時30分
開催場所	特別会議室
『個別審議等会議』	
<p>【決裁事項】</p>	<p>1 警察署の下部機構に関する規則の一部改正について 警務課企画官から、「移転建て替えなどのため、岩沼警察署閉上駐在所の位置及び受持区域を改正する。また、土地区画整理事業により町名に変更が生じたため、仙台南警察署西多賀交番及び生出駐在所並びに石巻警察署大街道交番の受持区域を改正する。岩沼警察署閉上駐在所の位置の改正部分については、令和3年8月2日、その他の改正部分については、公布の日（令和3年7月30日予定）が施行年月日となる。」旨の説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>2 審査請求の受理について（2件） 監察課管理官から、運転免許効力停止処分に係る審査請求及び運転免許証更新処分に係る審査請求の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>3 審査請求の裁決案について 監察課管理官から、運転免許証更新処分に係る審査請求の裁決案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>4 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等 交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、17件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 警察に対する苦情について（令和3年6月末現在） 相談調査官から、警察に対する苦情事案（令和3年6月中終結報告分）について、報告があった。</p> <p>2 銃砲刀剣類所持等取締法の改正概要等について 生活安全企画課管理官から、「クロスボウの所持に許可が必要となること、その所持許可の要件及び所持許可を受けた者の義務等を定めた銃砲刀剣類所持等取締法の改正法が、本年6月16日に公布された。改正の概要は、①所持の禁止と所持許可制の導入、②使用、保管等に関する規制、③その他（施行前から所持する者の、一定期間内の許可申請、廃棄等）である。 施行の日は、公布日から起算し、9か月を超えない範囲内で政令で定められる。今後は、県民、販売業者への広報、警察職員への指導教養を徹底して行っていく。」旨の報告があった。</p> <p>3 6月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令」の実施結果について 県民安全対策課人身安全対策官から、6月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令」の実施結果について、報告があった。</p> <p>4 6月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令等延長処分」の実施結果について 県民安全対策課人身安全対策官から、6月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令等延長処分」の実施結果について、報告があった。</p>

5 宮城郡松島町高城地内における女性被害の殺人事件の発生及び捜査本部の設置について

捜査第一課長から、本年7月16日に発生した宮城郡松島高城地内における女性被害の殺人事件の概要及び塩釜警察署への捜査本部の設置について、報告があった。

6 小型無人機等の飛行に関する通報書の受理について（令和3年第16号）

警備課管理官から、外壁塗装調査のため撮影する目的で小型無人機等を飛行する旨の申請があり、後日飛行が実施されたが、異常なく終了した旨の報告があった。